

報酬等の支給の基準（定款第8条、21条、評議員選任・解任委員会運営細則第5条）

（目的）

第1条 この基準は、社会福祉法人すみれ福社会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。ただし、施設長等の施設の職員である役員及び評議員、評議員選任・解任委員に本基準は適用しない

（定義）

第2条 本基準でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（役員及び評議員の出席報酬）

第3条 役員が理事会に出席したときは、会議への出席1回につき、報酬として2,000円を支給する。監事には、監査に係わる職務執行の対価として、理事会出席と同等の報酬を支給する。ただし、費用は弁償しない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、会議への出席1回につき、報酬として2,000円を支給する。ただし、費用は弁償しない。

（評議員選任・解任委員の出席報酬）

第4条 評議員選任・解任委員が選任・解任委員会に出席したときは、会議への出席1回につき、報酬として2,000円を支給する。ただし、費用は弁償しない。

（支給方法）

第5条 役員、評議員、評議員選任・解任委員への報酬は、年度末に現金で支給する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日より適用する。